

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 113 条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関として指定した。

令和 6 年（2024 年）9 月 9 日

北海道知事 鈴木 直道

○指定の種類（ ）は指定医療機関数

特定地域医療提供機関（1）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
---------------	---------------------------------------

○特定地域医療提供機関の指定（指定期間：令和 6 年 9 月 9 日から 3 年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
市立函館病院（函館市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和 6 年 9 月 9 日

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする特定労務管理対象機関の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による支援の方針
	指定の種類	指定事由	評価結果の概要	
市立函館病院（函館市）	特定地域医療提供機関（B水準）	救急医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について必要な要件を満たしている。 それ以外の労務管理体制の整備や労働時間短縮に向けた取組として、医師の適切な労働時間の把握・管理体制の整備がなされている。 労働時間短縮に向けて、引き続き改善に向けた取組が望まれる。	—